農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
29	B　地方に対する規制緩和	産業振興	小売法勧奨を含めた地方卸売市場の運営に係る法制約の明確化	場内における市売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法制約については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた市場の運営を可能とすること。	【提案の背景】 現在の事務所や冷凍インフラの更新により、市場取扱量が年々減少している。要因はスロロ減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場にたいする「小売業者が不要者化」、特に大型一般小売店の減少や大規模化取引が可能な中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約されているなか、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。 見学入場の増加、市場内の活性化するための「セリ・ビス等場内飲食店の誘致」や「見学入へのPR」をから必要がある。中央卸売市場には大切な役割である地方卸売市場が地域に根付いたその存在が重要である。 【現状・市況への地方卸売市場へ小売業は10年前には、中央卸売市場への仲買人と小売業者が直接取引されていたが、仲買人が減少、小売業者の減少により、中央卸売市場の活性化が図られた。 【支障事例】 一：地方卸売会卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。 一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このまま中央卸売市場に集約され、将来的には市場とした中開放が難しくなることもあるかもしれない。 そのような中で、地元JAが市場内に既存開業事業者を集約し、新規仲卸機能を新設し、仲卸とともに市民向けの小売りをしたいと思っているが、仲卸ができる見地場へ制約し、問題に直面している。 また、市場内の小売りは、市民向けの一般開放日に限定されており、市民向けの一般開放日に限られており、仲卸業者等は、市場内の小売りを行う際の開放時間の制約に直面し、現在の状況では、その実現が困難となっている。 本市としては、中央卸売市場に対して、JAの市場内の仲卸業者の誘致に対する地方卸売市場については、例えば一般市民の入場時間帯や入場料金徴収を設けることで実現、指定業者への開放日等決められると考えており、都道府県で地方卸売市場における取り組を可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。	〇地方卸売市場の運営を都道府県毎に判断可能であることが明確になることで、都道府県が様々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられ、具体的には、流通インフラ等の進歩により取扱高が大規模卸売市場へ集約化された取扱高が減少している地方卸売市場で特定的に小売を行うことで中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連業者の卸売業以外での収入源が見込まれ、また指定的買受人が氣軽に買入すが確保が図られることで、広地的プリンパンテーション」により一般小売店にわたる飲食店等のサービス業の営業人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心市卸地の活性化が図られる。 〇小売の取引が活性化することで、仲規模農産の販売先を確保し、営業意欲を刺激し、新件仲業地化を本所に助ることができる。 〇中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られたい地方卸売市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	農林水産省	一宮市	別紙あり	愛知市	〇当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指摘があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による市場の衰退により受容品量が増加している。	卸売市場法第2条第2項に、「卸売市場とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場と定義づけられている。このことは、卸売市場では取売が主体であるようにうことを意味しており、一部で小売が行われることまで伝え誤ましているわけではない。 国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。 他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内での売活動を行うことは認めている。 今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、独準監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用の為り方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。	卸売内容について承知いたします。また、今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、県と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行っていきます。		–
32	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農業後継者住宅の設置に係う変更については「軽微な変更」（改令第10条第1項）としていただきたい。	農業住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続きで見てに年近くの期間を要している。 本市では新規就農者が多い（年間50名程度）が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農林水産省	神戸市（共同提案） 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	–	百田町、鳥取市、平和島市	○農業関係の金融が新規参入するに当たり、農業振興地域内に農用地の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを提示し、事業開始への形量から、近隣の既外地を改めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するために、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることが望まれる。 ○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられている。（J ターンが円滑に進まない状況がある。	農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るため、下記の内容を都道府県及び市町村に対して周知することとする。 ①　市町村による農業振興地域整備計画の変更については、平均的に1年以上回程度行われているが、農業への新規参入の促進、後継者の居住等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ②　農業振興地域の整備に関する法律において、公告・縦覧期間は「おおむね30日間」と定められているが、これは例示であり、市町村の判断により30日間よりも短い期間とすることが可能であること。 ③　農用地区域からの除外の手続と同時進行的に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮できること。 ・さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県へ通知を行っているところである。その実施状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、都道府県に対して更に周知した方々方を示すこととする。 ・なお、農家住宅を建設すること目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更については ①　土地の農用地区域からの除外は、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、また、農地集積が妨げられるなど周辺農地における農業上の利用に支障を生じる可能性があることから、公告・縦覧や異議の申出の手続により、地域住民や周辺の農用地の所有者からの意見を求める必要があること。 ②　都道府県は、同意協議により、集団的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集団的農地の縁辺部に誘導するなど、計画変更が伴う定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要があること 等の理由から、軽微な変更として行うことは適切ではない。	土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、農家住宅その後継者住宅の家室は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最優先されるべき事項であると考える。 そのため、軽微な変更として扱うことを一緒に検討ないた。	–
46	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	4haを超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4haを超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を楽しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAにおける保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】 ①既況農業様子見に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う騒風等に対応する保安用地とするため、JAXAが一定は年度から土地の買収を進めている。 ②全体の土地取得計画の5ち、面地については約23ha全取得する計画となっており、平成28年度末時点で15haを取得済み。 【支障事例】 ①平成17年度以降は農地の買計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多面に関わらず、取得する面に大臣許可（平成28年度からは大臣への協議）を得ている状況。 ①当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ②公共性が高く、かつ迅速な安全用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全面地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を継続的に行っていく必要があると予想される。	【効果】 協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について（平成21年12月11日21経営第4320号-21農振第1598号）	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分 地方割生	高松市	–	4haを超える農地転用に係る国との協議に関して は、許可申請内容の分かる概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めていること、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請がされた場合については、申請の度にこれらの資料の添付が行われていることが多い。今後、国との協議が多く場合であって、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときには、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を発出し、手続の簡素化を図っていただきたい。 ・なお、4haを超える農地転用について、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可申請があった場合であっても申請について国との協議を要することしているのは、農地転用によって周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがないことを確認して申請ごとに確認する必要があるためであり、当該協議を不要とすることは困難である。（農地法第5条第2項第4号）	農地法施行規則第53条に位置づけられた、農地転用の許可が不要とされている地方行政法人水資源機構等については、公共性が極めて高い事業の実施等に伴うものの中間の選定について住意性が低いことなどから、周辺農地に係る営農条件への支障の有無について確認を行っていないものと考える。 ・JAXAにとも保安用地取得についても、独立行政法人水資源機構等と同様であると考えるが、見解を示していただきたい。	–
63	A　権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業における補助事業の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業における補助事業の都道府県知事への委任について、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた市場の運営を可能とすること。	本県が実施している農林水産省の農業振村整備関係の補助事業における補助事業の事務は、農地集積・集約化等対策費を用いて全て知事に委任されている。 農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と実施財務局が直接やりとりをすることができます。補助事務を進めるにあたって当該事業の外別表実施政策に申請をしている。 これによって、他の補助金と同様の補助と手続きに関わらず、申請先が実施財務局と実施政策に分かれるなど、事務が煩雑となるとの事。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	補助事業について国が一括で取りまとめて行うことができ、実施政政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。 ・また手続きに要する期間についても、実施政政局の経由を必要としなくなることから一定期間短縮が可能となる。	・会計法第40条 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	–	徳玉県、埼為県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策費については、委任事務の補助事務委任がなされていないため、県と国財務局が直接やりとりをすることができます。補助事務を進めるにあたっては、中間四国政政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の補助と手続きに関わらず、申請先が四国財務局と中国政政局に分かれるなど、事務が煩雑となることが予想される。 ○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度末で国から事業主体への直接補助で実施していたため、農は補助金制に携わっていなかったし、しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり補助事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業振村整備事業（補助事業）と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。 ○補助事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県に対して開発財務局と直接やりとりをすることができます。別途開業政政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の補助と手続きに関わらず、申請先が開業財務局と開業政政局に分かれるなど、事務が煩雑となっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。 ○農地集積・集約化対策事業に係る補助手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業振村整備事業と比べて手続き期間を要しいる状況で、補正予算時などは、先ずは補助手続きで遅延など問題が発生した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。	農地集積・集約化等対策費については、委任事務の補助事務委任がなされていないため、県と国財務局が直接やりとりをすることができます。補助事務を進めるにあたっては、中間四国政政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の補助と手続きに関わらず、申請先が開業財務局と開業政政局に分かれるなど、事務が煩雑となるとの事。 また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。 これらの事務の委任を行うためには、予算決算及び会計令第140第3項に基づき、都府県の知事の同意が必要となる。 このため、全都府県の意向を確認した上で、当該事務委任を是とする都府県に対し、委任を行う方向で検討したい。	農林水産省一定回答は、本提案に沿うものである。 ついては、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。	–
83	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金、農業産物輸出拡大施設整備事業及び畜産バワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に入札請差が含まれるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付するとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請による増加額に波及していないと聞かられず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。 一般競争入札により事業者の実績を求っているにも関わらず、後々のペナルティーなどで配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、技術に大変苦慮している。	ペナルティー規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や補助事の指明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資することもに利用者にとっても満足度の高い制度となる。	・強い農業づくり交付金の配分基準について第3 ・農産産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第3。 ・畜地パワーアップ事業実施要領第19の4	農林水産省	宮城県	–	福島県、栃木県、石川県、京都府、香川県、長崎県、佐賀県	○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティーとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本来もこれにより減額されが受けることがある。 ○当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果に生じた請差のためペナルティーとして配分額が減額されている。 ○現ペナルティー規定によって、農業経営の効率化が図られているとはあまり思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の継続を断念する事例が現実的には多い。 ○強い農業づくり交付金等については、事業時から適正な事業額になるよう事業実施主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札時が生じた場合、多くの不用額を生じた事業実施主体に対するペナルティーではないことも聞、配分作業や減額率の除明の間に現解が無こいい、ペナルティー規定の合理化により、配分作業や減額率の除明が効率的に行うことができる。農産産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において前々年度の不用額の配分額への反映（の規定により、入札請差が含まれている不用額を差に計算されたペナルティーが減額されたー一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続きを行っているにもかかわず、後々のペナルティーなどで配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札請差を除外することを求める。 ○一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティーなどで配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外していただきたい。	不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。 その際、入札請差などの不用額は、予の見込むことが困難な場合も多いことから、例年、対応に各都道府県において、流用予定の位に不用額の調査を行い、国に通達したいた上で、流用予の決める都道府県に再配分することは、「10月末までに入札を行うことにより事務連絡が重要の中02.10.28付けで出されたが行ったが、 「不用額によるペナルティは事業実施主体の負担が増えることに繋がる重要ことなので、期限ぎりぎりの事務連絡という方法ではなく、国の基準に定める事期限をずべきであるとともに、制度の不用額調査については、入札不調により10月末までに契約を終えられない場合も多いことから、本県に調査することを又は現状よりも早期に入札が終えられるよう、当該年度内予算成立後に速やかに新年内示を提示するなどの運用改善をお願いしたい。	10月末までに発生した請差については不用額から除くのことであるが、そもそも入札により請差が発生することは事業実施主体の責によるものでは無いことから、不用額に含まれることは公平性の観点から合理性をなく考える。 なお、不用額調査を秋頃に行うということが基準には特に定められておらず、H28年度強い農業づくり交付金については、「10月末までに入札を行うことにより事務連絡が重要の中02.10.28付けで出されたが行ったが、	–

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
29	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	－	一宮市の提案及び農林水産省の見解を示した第1次回答について、通知により都道府県担当者に周知するとともに、毎年度実施している都道府県における卸売市場担当者の会議において農林水産省の見解を周知する。	【農林水産省】 （4）卸売市場法（昭46法35） 地方卸売市場の運用の在り方については、地方卸売市場内で小売活動をやうことをやめ、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確にするため、都道府県に改めて周知する。 ［措置済み（平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知）］	通知等	平成29年9月28日	「小売活動等を含めた地方卸売市場の運用のあり方について」（平成29年9月28日付け食産第2890号）	
32	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県に通知しており、その実施状況について調査を行ったところ、決定協議については21都府県、事前調整については33都道府県で未設定となっていることから、このことから、農業振興地域整備計画の変更手続に直接関わる都道府県の同意協議の迅速化を図る観点から、標準処理期間未設定の都道府県に対して標準処理期間を設定するよう改めて通知することとする。 これと併せて、農業住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための措置（1次回答で周知することとしている3事項）について周知することで、迅速化は図られると考える。 なお、農業住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更手続を総括的な変更として取り扱うことは、1次回答で述べた理由から適切ではない。	【農林水産省】 （3）農業振興地域の整備に関する法律（S44法58） 農業振興地域整備計画の変更（13条）については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧（11条）については、その期間がおおむね30日間と定められており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することが可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可（農地法（昭27法229）4条及び5条）の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。	通知等	平成30年3月30日	「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」（平成30年3月30日付け29農振第2589号）	
46	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	－	独立行政法人水資源機構等は、法律において義務として設置する施設が余ったり、当該施設の設置に係ったり当然にその土地の取得等が必要となるものであることから、農地転用許可不要としているものである。なお、農地転用許可不要としている施設の設置に係っては、事前に農業上の土地利用との調整をけっている。 一方、JAXAの保安用地は、ロケットの打上げや作業期間中に地上の安全確保のために設置した警戒区域への間接者以外の立入規制を確実に行うために取得した土地であるが、法律上、警戒区域内の土地等の取得等を義務付けているものではないことから、農地転用許可を不要としているものと同様に取り扱うことは困難である。	【農林水産省】 （2）農地法（昭21法229） 4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議（別制2項）については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」（平21農林水産省経営局、農村振興局）を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可（4条及び5条）を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。	通知等	平成30年3月30日	「「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について」（平成30年3月30日付け29農振第2991号）	
63	－	－	－	－	農地集積・集約化対策費に係る繰越手続については、都府県が国から交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、都府県知事への委任を行う予定とし、今後以下のスケジュールにより進めることとしているところ。 （1）9月中旬に、各都府県知事に対し、繰越事務の委任に対する同意の是否について照会文書を発出 （2）10月上旬を目処に、各都府県の意見を集約し、繰越事務の委任を行う都府県を特定し、公文書での確認を行う （3）11月上旬を目処に、上記（2）において確認を行った都府県より同意を得る （4）12月上旬を目処に、農林水産大臣より各都府県知事又は知事の指定する職員に繰越手続きを委任する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知	【農林水産省】 （13）農地集積・集約化等対策費の5.5農地耕作条件改善事業に係る繰越し（財政法（昭22法34）14条の3第1項及び242条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（同法43条の3）の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けるとともに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う（会計法（昭22法35）40条1項）こととする。 ［措置済み（平成29年11月9日付け農林水産大臣通知）］	通知等	平成29年11月9日	「予算決算及び会計令第140条の規定に基づく府県が行う国の会計事務の範囲の変更について」（平成29年11月9日付け平29予第1230号）	
83	【奈良県】 　条件変や施設の利用計画等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札差については不用額の算定対象となり、後々のペナルティーとなって配分額が減額されることになる。 　したがって、繰越変や算定差と交付金の有効活用は相反するが、配分額の減額を見越した交付金要求を助長するおそれもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たって入札語差を極力する必要があると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	前々年度の不用額の配分額への反映にあたって、不用額算出の基となる強い農業づくり交付金については、近年概ね4月上旬に地方農政局等から都道府県へ割当内示を実施しており、平成29年度は5月10日付け1月末までに入札を実施することに努めるよう地方農政局等に事務連絡を発出し、都道府県へ周知するよう依頼し、指導しているところ。この10月末の考え方については、平成27年度は都道府県が10月末までの入札時期とすることは対応可能であるとの回答によるものである。 　平成28年度強い農業づくり交付金の最低入札率（算定時点の事業費に対する契約額の割合）は43.6%であり、また、入札率が90%以下の余剰となる配分額は国費ベース1億4千万円となっており、事業実施主体や都道府県が、算定段階において事業費及び算定交付金の精度を行う必要があると考える。 　したがって、事業量望も探索する時間で、3月以上の見積りを提出する地区については、配分額の第3次調整から除外する方向で検討したい。なお、この場合は、見積り及び配分対象としている設計等にかかる経費については、交付申請前に行うことから、補助対象とならないことに注意する必要がある。さらに、これを実施していただければ、交付決定後すぐに入札の公示にかかることができ、早期執行に寄与することも可能と考える。	【農林水産省】 （15）交付金等に係る配分額の算定事務 （15）強い農業づくり交付金、農産皮物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業資補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業量望を探索する段階で、3月以上の見積りを提出した地区については、不用ペナルティ査定の対象としないこととし、当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分まで に改正する。 （16）強い農業づくり交付金、農産皮物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業資補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないことを、都道府県に周知する。 ［措置済み（平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）］	通知等	「強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」（平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡「平成29年度強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」（平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡 「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成30年3月28日付け29生産第3568号、平成30年3月28日付け29生産第2938号及び平成30年3月28日付け29政統第1969号。 「農産皮物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」（平成30年2月1日付け29生産第4613号、29生産第1903号、29政統第1538号。 「産地パワーアップ事業実施要領」（平成30年2月1日付け29生産第1901号、29政統第1569号	

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実施による住民の利便性向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
84	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期簡略について	交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前に行えるようにしていただきたい。	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業のうち整備事業し、東日本大震災復本生対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から通知の到着内示後45日以内に提出し、内示から交付申請までの間に事業内容中計画等・事業費等補助金と国られた時間で提案を作り必要がある。 強い農業づくり交付金を例にとると、担当くり内容は、 ①事業計画の事前協議（実施主体、市町村、県、農政局）2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議（県、農政局）1週間程度 ③計画通知・内示（実施主体、市町村、県） ④交付申請（実施主体、市町村、県、農政局） ※1と2の手続き終了後に公文書による手続きである3と4の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、それらの事務を45日（土日祝日を含む）以内で実施しなければならず、短期間で事務量が膨大となっている。また、申請書から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。 申請期間内に遅々かに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。	必要な書類の準備期間の確保によって、補助作業等の精度向上が図られ、事務作業の円滑化、効率化に繋がる。	農林水産省水産庁所管補助金「補助金等・金利貸付等事務処理マニュアル」の一部改正について	農林水産省	宮城県	–	福島県、栃木県、滋賀県、宮崎県、市、鹿屋市、鶴岡市	○配分額が減額となった場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行い、事業実施の可否や変更内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請内示前に協議を行うことも可能なので、個別に柔軟に対応していく。 ○本市において、例年、補助金ヒアリングを行い、国から最小の総事内示後45日以内（土日祝日を含む）に計画事業申請や交付申請、さらに事業主体においては一般競争入札の公告や入札等を行う必要があるため、短期間に厳しい事務量となっていることから、45日間ではかなりなる「土日祝日を含まない期間」とならない事を進と要望していきたい。 ○前当内示後45日以内の交付申請手続については、毎年限られた日数の中で多くの作業を行わなければなら、厳しいスケジュールとなっている。所期の事務処理を内示前に行うことが可能となれば、各機関における事務手続の効率化や事業実施の円滑化につながる。 ○当市において、予算計上時期に関して、提案団体における実施事業例と同様に、財政部局との所要に苦慮しているところである。また、事業の実施に当たっては、事業計画認可、予算措置・執行、現実の作業を段階ごとスケジュールの想定は付かりに実を取れている状況にあり、手続きに係るスケジュールの見直し、手続きの簡略化について検討をお願いしたい。 ○強い農業づくり交付金とは対象地パワーアップ事業（整備事業）に関して、本県も宮城県と同様、事前協議等に日数を要している。ついては、「補助金等の配分（内報）」→「妥当性協議」→「内示」→「交付申請」という制度等実現できるよう、ご検討してほしい。 ○提案県と同様の状況である。事業、年度により差はあるが、特に事業件数が多い場合は、事務スケジュールが厳しい状況となっている。 ○平成29年度事業において、同一市町村、同一事業主体からの2事業の計画申請が上がり、事業主体等が地元関整に調整を図ったため、定められた期間内に定提農政局との事業計画の妥当性の協議を終えることができず、近畿農政局に交付申請の差延届けを提出せざるをえなかった。	原則、新内示を受けて提所が決まった事業について、妥当性協議を行っていることろ。一方で、事二項目を改で事の時数の理由がある場合は、新内示前に協議を行うことも可能なので、個別に柔軟に対応していく。 また、この場合は、事前協議が整ったとしても、都道府県への交付金の配分対象とならないことも多い時点ことに御理意願いたい。	特段の理由がある場合には事前協議が可能とのことなので、本省だけでなく地方農政局にもその意周知していただくよう お願いしたい。	–
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助申請及申請手続きに係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助申請事業申請手続きに係る規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助申請事業申請書を翌年1月31日までに提出することとなっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、翌定から補助申請書を提出しなければならず、その対応に苦慮している。 平成28年6月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上により、300件以上の査定申請が必要になった。農林的には1月末までに「補助申請事申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助申請事申請書を翌年1月31日までに提出することとなっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、翌定から補助申請書を提出しなければならず、その対応に苦慮している。 平成28年6月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上により、300件以上の査定申請が必要になった。農林的には1月末までに「補助申請事申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。	復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の軽減につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産省	岩手県	–	福島県、浜松市、愛媛県、宮崎県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿屋市、宇和島市、熊本市、沖縄県	○本市において、平成28年熊本地震において多大な被害が生じ、その査定が事業事も多のて1月末で間あったし1月末までに提出しなければならないのは厳しすぎる。被害が甚大な場合は、申請に最大な事務が発生し相談までに対応しきれない可能性がある。 ○被害が甚大な災害が発生した場合、国は人員や技術職員を可能ですぐには大きな負担がかかる。また、大規模災害時の査定作業において、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関して現場性の規制をキャ対応していただきたい。 ○平成27年9月の関東東北豪雨では9月6日～11日に対応、被害箇所は31箇、査定年度は10月から11月24日から12月1日に実施、査定年度は1月末までに提出、事務作業においてはかなり厳しい状況であった。 ○本市においても、平成27年9月の豪雨災害において、査定年度は1月末までに提出、事務作業においては厳しい状況であった。 ○自然災害発生時に、農業用施設等が被害を受けた場合、このような場合、その他農業以外の施設等の被害を含めて、災害の発生時期、規模等によっては、多くの人員や技術職員を可能ですぐには大きな負担がかかる。 ○本市においても、平成28年4月の熊本地震により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が10,000件以上により、200件以上の査定申請が必要になった。農林的には1月末までに補助申請事申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、多大な負担が発生した。農業災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助申請事申請書類は組織の協議を可能にしていただくなどの、負担の軽減が図られる。 ○当面も平成28年災害では本島熊本中部地震（10月21日）で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条により、補助申請事申請書の農林水産省への提出期限は翌年度末（1月31日）までとされているが、 ①「激甚災害」が起きるたびの特別の財政措置等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対して適用すべき措置が、例年3月上旬に政令で指定されるため、当省とした災害査定に対応するためには、激甚災害に係る災害復旧事業費に対する国庫補助金の確定とは切り離して行う必要があること。 ②また、年内に発生した災害復旧事業の事業費については、年度内の交付を行うべく、上記の政令と併せて、災害復旧事業費の国庫補助事申請の決定に関する農林水産大臣告示を行うこととしているが、このことから、その事務処理を2月中旬頃までには終えるお必要があることを踏まえたものである。 このため、補助申請事申請書の提出期限については、災害発生の年の翌年1月31日とすることについて御理解いただきたい。 なお、申請書類の作成に要する市町村の負担軽減を図るため、平成27年11月に「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助申請事申請書類の手引き」の改正による申請事務の簡素化、また、平成28年2月の「大雨模災害時における林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の制定による査定事務の簡素化を実施していることである。	○追加共同提案団体が1０団体に及ぶなど、多くの地方公共団体が同様の認識をもっている。 ○また、近年、大雨等の大規模な災害が増加・激甚化の傾向にあるなか、過去には東日本大震災で期限を延長している事例もあることから、災害の発生時期や規模、被災市町村の体制等を勘案し、より柔軟に対応していただけるよう検討願いたい。 ○あわせて、申請事務のさらなる簡素化に向けて引き続き検討するとともに、技術職員の全国的な支援体制の構築など、申請書の提出期限の延長のみならず、支障事例が解消される方策を最大限検討願いたい。	–
191	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結を経ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経ね必要があるが、この手続きが過度であり、支障となっている。 例えば、「事前の面談（協定の説明等）」正式に協議を受け名簿の面談（協定書の合意等項の本人確認）、協定の締結（協定書の最終確認）の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査（事業補助）及び農業委員会との事前協議などの前事務の日数も協定締結までに1世月程度要している。 このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも4件発生している。 本市としては、協定の締結内容は農地農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①「協定内容」→農業委員会の業務（「特定農地貸付規程」の記載項目） ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項（農作物の栽培指導検制や懸賞者からの苦情区画の調査管理） →「貸付農地の管理・運営等」「（貸付契約の解約等」「（貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項（懸賞者への害虫防除指導、懸賞者のマナー指導等、水の使用や排水） →「貸付農地の管理・運営等」	実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設が、やすくなり、今後も増えると予想され市民農園開設に対応しやすくなると考えられる。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条	農林水産省	京都市、鳥取県、徳島県、徳島市	・本市単独で国に要望した規過あり。 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び規模拡大の推進について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	–	–	地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付法第2条の規定に基づき、市町村との貸付協定を締結する必要があるため、②開設者が行う特定農地貸付けの方法、③開設者が行う特定農地貸付けの方法に係される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する開整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することとされている。 地方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可（農地法第3条）、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の遂体農地規定に関する事務（同法第4条）、農地等の利用関係の斡旋やあっせん等の合の仲裁（同法第25条）等の農地の権利調整・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うことされている。 市町村等との貸付協定の締結を後ました場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②については農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土球ンへの苦情等地域住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会では対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施を図ることができない。 よって、市民農園の開設に当たり行政が開設者をサポートする態勢を確保するためには、市町村等と締結する貸付協定の締結を不要とすることは適切ではない。 なお、御提案の「具体的な支障事例」で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付規程の記載項目は、特定農地貸付法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受けを希の農業・遂年の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たっての ルールを定められるものであり、農業委員会の業務について定められるものではない。	地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合において、「③開設者が行う特定農地貸付けの方法、③開設者が行う特定農地貸付けの方法、③農業用水の利用に関する開整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することとされている。 一方、本市においては、こうした市民農園開設に対する誘導策として、市内で開設されている特定農地貸付けは市民農園も含め（平成２７年度現在：特定農地貸付け７箇所、特定農地貸付け以外の市民農園７３箇所）、協定の締結の有無に関わらず、開整や協力等を円滑に実施してきており、協定がないことよりトラブルに対応できなかった事例もない。 このことから、貸付協定を締結なくても、特定貸付けを円滑に実施することは、可能であると考える。	–
218	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行える旨の規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行える旨の規制緩和を求める。	農業には季節性があることから、特定期の実習が無いなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組だけでは、実施に苦しい。 一方、本県市町では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成しており、「くろいき農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連ものを学ぶ機会を提供していただきたいと考えている。 しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うの技術面の法人が行う場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物取扱研修から、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみしかない。1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	現行制度の1実施例、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物取扱研修と農業協同組合での農産物選別研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	高石市、青森県	–	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市	○本県では、年間を通じ規模多種の農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、これに関連し外国人技能実習生を受け入れている。年間を通じた作業がなく、長くても半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人が農作業のみに従事することができず、農作業の技能実習を行うことが難しい。複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習計画を作成し、受入可能期間である5年間にわたり幅広い研修体系の構築が可能なら、農業協同組合と研修を有効に活用してメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での意味と異なっている。農業・園芸作業のみに従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合などが共同で技能実習を行うことができるようになれば、言い訳の研修等作成、実施が可能となる。 ○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一圧場で作付けする効率が多く、作業の一部は人雇や実施をする作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も想定される。このため、複数の農業法人や法人等に対する技能実習の組合せは、技能習得に効果があると考えられる。 ○域内のJAご相談に参者が、各期間の事業費用で外国人の雇用を実施している例があり、本期間の農産物取扱研修と実施における農業者の監理研修を組み合わせる事により、JAへの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する事地があると考える。 ○本県の高原野菜産地における外国人技能実習の受入にあたっては、実習を行える期間が7ヶ月程度に限定されることから、1年の活動の修了をもって現実に、2年へ移行して実習を継続する者はごく僅かである。このため、1年修了後に一時帰国が2期間が発生した場合でも、在留資格の変更資格を満たしていれば再入国が認め、2年への在留資格の変更も認めるべきであり、2年の在留期間の更新にあたっても同様に措置するべきである。また、関連する複数の職種に係る実習については、一つの監理団体の総合的な実習計画を組み合わせ、複数の実習実施機関で行えるようにすべきである。これらにより、これまで1年以下の期間でしか行えなかった実習が複数年にわたって行えるよう改善され、現実な技術の修得が可能となる。	【法務省・厚生労働省】 本件御提案の要旨は、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られているところ、「個人である農業者」が「法人である農業協同組合等」が共同で技能実習を実施することができるよう、「共同で技能実習を実施する者」に「共同で行う技能実習」を含めることで、そもそも複数の法人による共同で技能実習を認めている趣旨は、当該複数の法人が個々単独（同一の経営体）で技能実習を行うと長期間に亘る期間を要した場合には、その企業体としての組織力・安定性を欠いて、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られることを認められているものであり、個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を欠いた効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないとの認めていないものである。 なお、個人である農業者が、その農業の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該農業に係る技能実習の実施を代行している例について具体的な事例などを教えていただきたい。 ○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施を代行している例」については、「個人である農業者」が「共同で技能実習を実施する者」に「共同で行う技能実習」を含めることで、

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
84	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	都道府県担当者会議（9～10月予定）を開催しており、その際に未件についても併せて開知を図り、事業主体にもお知らせいただくよう お願いしているところ。	6【農林水産省】 （14）補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び成地パワーアップ事業等補助金の交付申請手続については、点工時期を含べ等の時効の期後がある場合には、郵後内所郡に成業台横の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 ［措置済み（平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）］	通知等	平成29年11月13日	「強い農業づくり交付金等の新省内市町村の事前協議について（成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）」	
145	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	補助率増高申請書の提出期限については第１次回答において お示ししたとおりであるが、今後、都道府県及び市町村において、当該申請に係る書類作成に必要な時間を極力確保するとともに、事務負担の軽減を図るため、農林水産省の書類審査の時期や内容を平成29年災害の申請より見直すこととしたい。	6【農林水産省】 （1）農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169） 補助率増高申請書の提出（施行令4条）に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。	通知等	平成29年11月20日	「平成29年発生災害に係る補助率増高申請書の本省にアリング実施時期及び審査事務の見直しについて」（平成29年11月20日付け農林水産省経営局防災課総務課長補佐事務連絡）を発出し、農林水産省における申請内容に係るヒアリングを12月上旬（2月5日、9日に実施することにより、地方公共団体が補助率増高申請書を作成する時間を可能な限り確保。 また、申請内容の審査においては、補助率増高の算定基礎となる開墾耕作者の確認を一定の場合に省略する等を検査。	
191	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	－	「特定農地貸付法等による市民農園」は、あくまで農業者が行う農作業を利用者（市民）に行わせているに過ぎず、利用者の行う農作業は総営業の指導下にある一方、利用者に賃借権等を設定する「特定農地貸付けの市民農園」は、利用者自ら が借り受けた農地で行う農業を主体とすることとなり、また、利用者は一般に近隣住民、農業者等との関係性が希薄であるため、特にその対応には慎重になる必要がある。 さらに、新たに市民農園を開設するに当たっての農業用地の利用については、関係者の理解を得るためには市町村による協力が欠かせない。 このため、地域住民とのトラブルの解決及び未然防止、農業用水の利用調整等についての市町村による協力等が確実に行われるよう、貸付協定の締結は必要であり、単にこれまでトラブルに対応できなかった事例がなかったことをもって、貸付協定の締結が不要ということにはならない。	6【農林水産省】 （6）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平元法58） 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を求めた不成立農地の事例及び農業委員会への特定農地貸付の承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する知的不明を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	通知等	平成30年3月27日	「法人格を芽吹間による市民農園の開設の手続等について」（平成30年3月27日付け29農振第2590号）	
218	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き事業をしたい。 【香川県】 ＪＡが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	－	【法務省・厚生労働省】 一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を法かすことができると考えられる法人のみに限って おり、個人事業主と法人が共同で一の技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、二団業の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である（北海道内の複数の農協等について実績有）。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。 【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、厚労省の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実施可否については お答えする立場にない。 しかしながら、二団業の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の複数の農協等について実績有） 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。	6【農林水産省】 （8）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平28法89） 農業分野における団体監理型技能実習（2条4項）については、都道府県の関与等によるキ分な管理体制が確保されたことを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であること、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。 （関係府省：法務省及び厚生労働省）	~~通知等~~ 周知	平成29年9～10月	平成29年9～10月に地方政局を通じて地方公共団体に対し本件について説明を行う等により周知を実施した。	~~現在、農林水産省である農林水産省をはじめとした技能実習法第15条第1項の認定を受けた農業に関する事業協議会の設置を進めているところ。その時期の中に合わせて、農協等が実習実施者となってその技能実習について共同の企業を行うこと。~~
237	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	平成30年度の食育事業は、「食料産業・6次産業化交付金」として予算要求をしている。 なお、交付金として予算措置された場合においても「補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律」等の適用を受けることから、補助金事務については、基本的には本年度と同様の作業が必要になるが、そのやで、合理化できる部分については、見直しを図って参りたい。	6【農林水産省】 （12）国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。	通知等	平成30年4月1日（交付金化） 平成30年1月9日（地方農政局への周知）	「国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進事業による措置とした。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成30年1月9日付けで文書等で通知した。 「平成29 年の地方からの提案等に関する対応方針への対応について」（平成30年1月9日食料産業局食文化・市場開拓課長事務連絡）	
250	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	今後の未交付金の交付決定に当たっては、地方が早期に予算を執行できるよう国の審査体系を見直して、迅速な交付決定に努めて まいりたい。 未交付金は、地域の自主性に基づく農山漁村地域の総合的な整備を推進とし、地方の裁量による弾力的、機動的な運用が可能な制度として創設しているため、仮にそれぞれの農政局などの担当部局が事業毎に交付事務を行うことしたら場合、農・林・水横断的な予算の運用が出来なくなることで審査窓口が複数となる等、未交付金の趣旨にそわないものとなることから見直しは適切ではない。	6【農林水産省】 （11）農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。	通知等	平成29年12月27日	「農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査について」（平成29年12月27日付け農村振興局整備課地域整備課課長補佐事務連絡） ※　平成30年度の交付申請から実施	

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実施による住民の利便性向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
251	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	農業振計整備事業に係る補助金事務における大型承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る補助金交付規則（以下「交付規則」という。）に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1の イにより、農林水産大臣が別に定める総整に変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本案においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、漁火・散策地整備など予期しない現場条件の変化等が原因で当初図の変更承認申請を行った。 これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区毎当間の経費の総の流用が総額変更として認められることとなったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農林水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林水産省	千葉県	－	愛媛県、岡山県、鳥取県、沖縄県	○地区相互間の経費の総の流用が総額変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。	平成29年3月31日付けで改正された「土地改良事業関係補助金交付要綱第9条」に準じ、「農地防災事業等補助金交付要綱第9」に定める地区相互間の経費の総の流用については、一定の場合において、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1号の農林水産大臣が定める経費な変更とし、農林水産大臣の承認を不要とする方向で関係機関と調整しつつ検討したい。	今年度も7月末時点で既に2回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。 　また、来年度からは早期が改正され、来年度からは新たな基準により進められるように調整して頂きたい。	－
294	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設を体となれるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。 これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復原するか、または現在管理を受託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 　しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設を体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町	－	－	－ 　御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。 　なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属主体になることができる(地方自治法第260条の2)ので、この仕組みも活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。 　市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地については、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。	任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として要望している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前など個人の変在となれば、契約すら本人も把握されない。 　地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。 　代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。	－
310	B　地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定する作業を簡素化する	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人超いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、市民契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担がかった。 　また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 　国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会実大整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを定っているところであるが、実効としては、予算措置（国庫補助金）に係る長期計画の調整や予算繰越に係る制限等）や、全体の法務整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では根決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大き く軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	－	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、島根県、広島県、熊本県、大分県、宮崎県、鳥取	○本案の提状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し、事業が長期化する原因となっている。通常1案件につき2名体制で、相続関係調査の作成（3～6ヶ月）、行方不明者の調査（3～6ヶ月）、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等（5ヶ月程度）を行っている。所有者（相続人）の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行って ほしい。 ○本案において、所有者の実情を例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。実日本大震災で被災した集落復旧の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされており、表題部のみの4名共有地も数件残すを必要があった。現在有効は時効取得を要件の意で頼みたこからと、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、被災地域を得るの最が有るため、不在者財産管理人との間で、別入居起前の和解の手続きを行うこととし、和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。 （現在で結ます） ○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有表題の土地がある。明治時代ごからの相続されており、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。 ○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、郡市縁辺部の農地等の為、市社や自治区所有の土地が権等や相続の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ。今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にのような状況が進み、このままにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されたため、早急な法整備が必要である。 ○急傾斜地崩壊対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者があり、住民票、住民票（除票）、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。編纂調査の結果、旧土地台帳に表記していたけオまでの記載を発見した。番号、所住地（村）、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主（共に氏名が同じ）である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は未詳していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の関老取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、各関係の関係者から長外所有れ＊戸籍情報を開始中である。各関係事業の土地地補償費は凍結され、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、単語の制度改正を要する。 ○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている無件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍謄が保存期間（平成22年8月1日以前180年間）の時点により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。 ○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍謄が保存期間（平成22年8月1日以前180年間）の時点により廃棄されており、権利者を特定することが困難な状況。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。 ○本案では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。 　土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、実在確認ができない。 　不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 　不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 　所有権の確認訴訟は、一筆河川であるため、国が提起する必要がある。 　所有者を特定することが困難な土地については、全国との都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げとなっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。 ○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び所所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業者から10年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議により用地土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考える。これにより、同意者と反対分筆時・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法255条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考える。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）において、「公的機関の間ネ」により地域一ヘ二に対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めて参いりたい。	所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は市地取得に苦う様々な問題を抱えている。 　関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡単にされるよう、検討をしていただきたい。	－

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
251	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	「農地防災事業等補助金交付要綱第８」に定める地区相互間の経費の額の流用については、「土地改良事業関係補助金交付要綱第９」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係部局と調整した上で、遅くとも平成29年度中に改正する。	6【農林水産省】 (3)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。	通知等	平成30年3月30日	「農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について」(平成30年3月30日付け29農振第2968号)	
294	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。	○　権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得（総有）し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。 ○　権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。	代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、展開したいと考える。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の賃借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設に当たって当該市民農園である農地に係る権原の所在を明確にするためには、一次回答のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の権原が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 「ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効果の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。」	6【農林水産省】 (7)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができることおよび当該申請において市町村等が確認すべき事項及びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	通知等	平成30年3月27日	「法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について」(平成30年3月27日付け29農振第2590号)	
310	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　地方側の意見も踏まえながら、１次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日閣議決定）等も踏まえつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、９月12日に土地政策分科会の第１回特別部会を開催したところ。問題会は12月上旬頃までに３回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 （参考URL：http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html）	6【農林水産省】 (14)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係省省:内閣官房、総務省、法務省及び国土交通省)	法律	平成31年6月までに施行予定	所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号))	